（証券コード 3738）
平成28年６月１日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿四丁目１番18号
株式会社ティーガイア
代表取締役社長　澁　谷　年　史

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使していただくことができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月21日（火曜日）午後５時45分までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月22日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都目黒区三田一丁目４番１号
ウェスティンホテル東京　地下２階「ギャラクシールーム」
（最終ページの会場ご案内図をご参照下さい。）

３．会議の目的事項

報告事項　１．第25期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第25期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。（アドレス　http://www.t-gaia.co.jp）

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策の効果等により、企業収益や雇用・所得環境が改善傾向にあり、緩やかな回復基調にありました。一方、足元では円高・株安等の金融市場の変動や、中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループ（当社および連結子会社）の主な事業分野である携帯電話等販売市場は、アクセサリー等のスマートフォン関連商材の販売好調に加え、タブレットの需要が拡大する等、堅調に推移いたしました。また、当業界において、総務省主導による携帯電話の料金やサービス等の適正な販売に向けた議論が展開されました。

このような事業環境下、当社グループは収益源の多様化を図るとともに、生産性の向上に取り組みました。また、携帯電話等販売台数は469万台となり、スマートフォンの販売比率は７割台後半まで上昇いたしました。

モバイル事業においては、スマートフォン関連商材やタブレットの提案を強化する一方、効率性を重視した店舗運営の推進と販売スタッフの教育・研修による生産性ならびにCS向上に取り組みました。

ソリューション事業においては、企業のスマートデバイスの導入をサポートし、総合的なモバイルソリューションの提案を強化いたしました。また、FVNO(仮想固定通信事業者)として、当社独自ブランドの光アクセスサービス「TG光」の販売およびパートナー企業を通じた再卸販売も推進いたしました。

決済サービス事業他においては、ギフトカードの販売が好調に推移したことに加え、海外事業の業績が改善いたしました。

また、全社的な業務効率化等の構造改革を継続した結果、当連結会計年度における業績につきましては、売上高6,200億74百万円（前期比3.4％減）、営業利益156億66百万円（同9.5％増）、経常利益156億21百万円（同10.0％

増）、親会社株主に帰属する当期純利益94億98百万円（同22.6％増）といずれも過去最高益となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は次のとおりであります。

【モバイル事業】

新機種の販売が想定を下回ったことや顧客獲得競争が沈静化したこと等により、販売台数が減少し、売上高は5,212億21百万円（前期比2.3％減）となりました。一方、お客様のニーズに合わせた提案を通じて販売を強化した結果、タブレットの販売台数は引き続き伸長し、スマートフォンおよびタブレット比率は上昇いたしました。

利益面においては、お客様のスマートライフ充実に向け、光回線とのセット割引をはじめとした各種サービスやアクセサリー等のスマートフォン関連商材の拡販により、お客様一人当たりの販売単価の上昇に取り組みました。また、移転・改装等の店舗拡充に伴う集客・販売増加に加え、来客状況に合わせた適正な人員配置等による効率的な店舗運営および販売スタッフの人財教育や正社員化推進により、生産性の向上に努めた結果、営業利益は117億18百万円（同5.3％増）となりました。

【ソリューション事業】

企業のスマートデバイスの導入をサポートするとともに、キッティングサービスやヘルプデスク等の各種サポートサービスを含めた総合的なモバイルソリューションの提案を強化いたしました。しかしながら、固定回線系商材において、ビジネスモデルの変化に伴い、従来型のFTTH等光回線サービスの販売が減少した結果、売上高は256億18百万円（前期比2.5％減）となりました。

利益面においては、モバイルソリューションにおける各種サポートサービスおよび光コラボレーション等の固定回線系商材の販売が堅調に推移いたしました。一方、法人向け通信回線・デバイス管理サービス等のシステム刷新や人財などの戦略的な投資を実施した結果、営業利益は23億57百万円（同5.6％減）となりました。

【決済サービス事業他】

券面額を売上高とする電子マネー系商材から、受取手数料のみを売上高として計上するギフトカードへと商品構成の変化が続いており、売上高は732億34百万円（前期比10.9％減）となりました。

利益面においては、新たな販路の開拓を推進したことやキャンペーン等の効果的な販売施策の実施により、ギフトカードの販売が好調に推移し、一過性の収益も計上されました。更に、中国やシンガポールで展開している海外事業の業績が改善した結果、営業利益は15億91百万円（同132.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

【モバイル事業関連】

モバイル事業関連では、携帯電話端末の更なる販売強化の一環として、主に全国の携帯電話販売ショップの改装費・調度品の購入代金等に総額９億90百万円投資いたしました。

【システム関連】

営業システムの強化、システムインフラ整備等に９億63百万円投資いたしました。

【その他】

事務所改装・什器備品の入替等に80百万円投資いたしました。

③ 資金調達の状況

所要資金は自己資金ならびに金融機関からの借入により調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、ソリューション事業の収益および顧客基盤の拡大を目的として、平成28年３月31日付で株式会社SRJの発行済株式の40.0%を取得し、同社を持分法適用関連会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第22期 (平成25年3月期)	第23期 (平成26年3月期)	第24期 (平成27年3月期)	第25期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売　上　高（百万円）	736,850	707,004	642,095	620,074
経 常 利 益（百万円）	11,691	12,665	14,194	15,621
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	6,586	6,835	7,748	9,498
１株当たり当期純利益（円）	82.76	86.74	112.68	138.11
総　資　産（百万円）	114,125	104,592	90,080	85,930
純　資　産（百万円）	28,177	23,713	29,286	36,018
１株当たり純資産額（円）	356.89	343.41	423.19	520.80
自己資本比率（%）	24.7	22.6	32.3	41.7
自己資本利益率（%）	23.4	26.4	29.4	29.3

（注）平成24年10月１日付で株式分割を行いましたが、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。

（第22期）モバイル事業は、スマートフォンやタブレットの拡販や周辺商材の強化等に注力した結果、売上高は増加いたしました。ソリューション事業は、法人顧客向けの従来型の携帯電話端末の販売に加え、スマートフォン・タブレット導入および各種サポートサービスの獲得を推進するとともにFTTH等光回線サービスの販売も堅調に推移した結果、売上高は増加いたしました。決済サービス事業他は、ギフトカードの販路および商材の拡大に加え、ECやSNS上での決済に利用できる電子マネー系商材の販売が好調に推移いたしました。この結果、売上高は7,368億50百万円、経常利益は116億91百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は65億86百万円となりました。

（第23期）モバイル事業は、スマートフォンやタブレットの普及に伴い、関連商材や各種サービスの需要が高まる中、お客様の満足度向上と利便性を高める総合的な提案の強化、販路の収益改善や業務効率化等の構造改革の推進により、営業利益は増加いたしました。ソリューション事業は、法人顧客向けの端末販売の増加、各種サポートサービスの堅調な推移により、売上高および営業利益は増加いたしました。決済サービス事業他は、電子マネー系商材の販売の伸び悩みと、中国での新規出店の推進により、売上高および営業利益は減少いたしました。この結果、売上高は7,070億４百万円、経常利益は126億65百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は68億35百万円となりました。

（第24期）モバイル事業は、通信事業者による新料金プラン導入や新機種の販売好調により販売市場は回復基調で推移し、効率的な店舗運営や構造改革を推進した結果、営業利益は増加いたしました。ソリューション事業は、MDMやキッティングサービス等総合的な提案を強化したことにより、法人向け販売は好調に推移いたしました。決済サービス事業他は、中国やシンガポールでの海外事業の展開に積極的に費用を投じたことにより、売上高および営業利益は減少いたしました。この結果、売上高は6,420億95百万円、経常利益は141億94百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は77億48百万円となりました。

（第25期）1.（1）①「事業の経過および成果」に記載のとおりです。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

（注）当社は平成28年３月23日公表の「自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ」のとおり、公開買付けにより三菱商事㈱から自己株式13,045,400株を取得しており、同日に別途公表しました「親会社の異動に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの決済の開始日である平成28年４月13日をもって、当社の筆頭株主である住友商事㈱は当社の親会社に該当しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ＴＧ宮崎	50百万円	100.0%	携帯電話等の販売
天閣雅（上海）商貿有限公司	905百万円	100.0%	中華人民共和国における携帯電話等の販売
日本ワムネット㈱	200百万円	63.5%	デジタルコンテンツのネットワーク・マネージメント・サービスプロバイダ、FAXサーバソフトウェアの開発・販売

(4) 対処すべき課題

① 既存事業の基盤強化と新たな市場への取組み

当社グループの主な事業分野である携帯電話等販売事業においては、スマートフォンやタブレット市場の拡大に伴い、端末の高機能化やサービスの多様化・複雑化が進んでおります。当社におきましては、お客様が安心して商品やサービスを利用できる環境と仕組みづくりが販売店の使命であるとの認識の下、社内教育・研修機関「TGアカデミー」を発展させ、設立した㈱キャリアデザイン・アカデミーを中心にスタッフの接客のみならず、説明スキルの向上やお客様視点での提案に至るまで、教育・研修を充実させこれに対応しております。

また、スタッフが多種多様な能力を最大限に発揮できる機会や環境を提供することが不可欠であることから、当社グループにおきましてはダイバーシティー経営に取り組んでおり、ダイバーシティー推進チームを設置し、

ワークライフバランスの推進、働き易い職場環境の整備、販売スタッフの約７割を占める女性の活用等を積極的に実施しております。具体例として、育児休暇取得促進・短時間勤務制度の拡充・ジョブリターン制度の導入等を実施しており、また女性管理職比率を10%以上に引き上げることを目標に、女性の積極登用・育成プログラムを推進しております。

前述の通り、スマートフォンやタブレットの利便性のもたらす社会への影響は日増しに強くなっており、同時に業界全体に対し、お客様が安心・安全に利用できる環境整備への要請や、苦情・相談への適切な対応に関する要求が高まっております。このような環境の中、平成26年12月に業界を挙げて「一般社団法人　全国携帯電話販売代理店協会」を立ち上げました。設立に際し当社は携帯電話販売業界のリーディングカンパニーとして中心的な役割を果たしており、今後の活動におきましても中核会社として、お客様視点に立った、より丁寧で分かり易い説明で、スマートフォンやタブレットの正しい普及に努め、2020年代における日本のICT立国の担い手として、世界最高レベルの通信インフラの実現に貢献してまいります。

なお、各事業分野で課題と認識している事項は以下のとおりであります。

モバイル事業においては、お客様にとって魅力ある店舗作りと販売スタッフのスキルアップが重要と考えております。そのために、キャリアショップ等の移転・改装を実施し、お客様の待ち時間軽減やFTTH等光回線サービスも含めたワンストップサービスの提供を推進することで、CS向上に継続的に取り組んでまいります。さらに、ECを含めたスマートフォン用アクセサリーショップの出店を拡大することで、お客様の利便性向上やスマートフォンライフの充実を実現してまいります。

一方、市場環境の変化に合わせた業務の見直し、業務効率改善活動を通じたコストの適正化が課題と認識しております。

ソリューション事業においては、法人のお客様が求める商品・サービスに的確に対応し、スマートフォンやタブレットの導入サポートに加え、多様化するデバイスやアプリケーション等を活用した付加価値の高いサービス「T-GAIA スマートサポート」を含めたトータルソリューションサービスを提供いたします。

また、FTTH等光回線サービスの提供方法が多様化することを新たなチャンスと捉え、販路の拡大を推進し、多様化する新たな顧客ニーズと事業環境の変化に的確に対応してまいります。

そのために、サービスの拡大とともに、提案力の向上・人財強化に努めてまいります。

決済サービス事業においては、市場の成長を捉えるべく、PIN販売システムを用いた電子マネー系商材等の電子決済サービスおよびギフトカード事業の販路・商品ラインナップの拡大を推進し、お客様の利便性向上を図ってまいります。

海外事業では、中国でのモバイル事業において、国内で培った販売ノウハウを活かした高品質のサービスを提供するとともに、日系の法人のお客様の現地サポート拠点として、お客様へのトータルサービスの提供を目指しております。

また、シンガポールでの決済サービス事業においては、今後、商材の拡大を推進するとともに、東南アジアを中心とした海外展開の拠点としてサービス展開を図ってまいります。

当社グループは、今後も決済サービス事業やアジア市場を中心とした海外事業を推進しつつ、市場性のある事業への投資・人財の育成を通じ、当社グループの発展を目指してまいります。

② コンプライアンス

当社グループは法令遵守および倫理維持を業務遂行上の最重要課題の一つとして位置付け、「コンプライアンス委員会」にて、コンプライアンスに関わる諸問題を討議し、改善活動に繋げております。さらに、コンプライアンスの常設推進組織として社長直轄のコンプライアンス推進部を設置しております。また、全社を挙げて携帯電話販売における販売品質・販売力の向上を図り、携帯電話不正利用防止や個人情報保護を含めたコンプライアンス体制整備と社内啓発活動に取り組んでおります。

当社グループは「コンプライアンス規程」において、全ての役職員に対してコンプライアンスに関する当社の指針を示しております。また、コンプライアンス違反およびリスク情報の早期把握のために従業員の相談窓口として、社内および社外にコンプライアンスに関する報告・相談ルートを複数設置しております。

③ リスク管理

リスクの全社横断的・包括的な把握、即時性を備えた対応およびリスクの評価等を行う体制として、「リスク管理委員会」を設置しており、管理強化に加え、能動的にリスクをコントロールすることにより、当社グループの企業価値の維持・拡大を積極的に図っております。

また、金融商品取引法、適時開示規則等に基づく情報開示を適正に実現する観点から、「情報開示委員会」にて、公表開示内容の検討ならびにその正確性の検証を行っております。

④　コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの適切な運用は当社グループの最重要課題の一つです。当社グループは、コーポレート・ガバナンスを企業活動を律する枠組みとして捉え、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であると考えております。加えて、顧客、取引先、従業員、地域社会等、株主以外のステークホルダーに対してもそれぞれの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築を果たしていく必要があると考えております。また、より良いガバナンス体制を構築・維持しつつ、事業活動の遂行に努めることが社会における企業としての使命であるとの認識の下、「経営の透明性の確保」および「企業価値の保全と向上」の両面から、制度的枠組を整えるとともに実効を上げるべく日常活動を推進しております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、「３．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」に記載しております。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事業区分	事業内容
モバイル事業	携帯電話およびPHS等の通信サービスの契約取次、携帯電話等の端末および関連商材の販売等
ソリューション事業	法人顧客向け携帯電話等の端末販売、固定回線サービスの契約取次
決済サービス事業他	PIN販売システムを利用した電子決済ビジネスの流通事業、ギフトカード事業、海外事業等

(6) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

①当社

本　　社	東京都渋谷区恵比寿四丁目１番18号
西日本支社	大阪府大阪市北区堂島一丁目６番20号
東海支社	愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号
九州支社	福岡県福岡市博多区祇園町７番20号
北海道支店	北海道札幌市中央区大通西八丁目２番地
東北支店	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番１号
新潟支店	新潟県新潟市中央区上所一丁目１番24号
長野支店	長野県長野市栗田991番地１
北陸支店	石川県金沢市広岡三丁目１番１号
中国支店	広島県広島市中区中町８番12号
四国支店	香川県高松市番町一丁目１番５号

②子会社

㈱ＴＧ宮崎	本社	宮崎県宮崎市吉村町長田甲2359
天閣雅(上海)商貿有限公司		中華人民共和国上海市
日本ワムネット㈱	本社	東京都中央区新川一丁目５番17号

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
1,799名	101名増

（注）使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者の年間平均人員4,012名は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,683名	75名増	38.4歳	11.3年

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者の年間平均人員3,933名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
㈱三井住友銀行	5,484
三井住友信託銀行㈱	5,412
㈱みずほ銀行	4,625
三菱UFJ信託銀行㈱	4,595
㈱三菱東京UFJ銀行	2,018
㈱肥後銀行	875
㈱八十二銀行	412
㈱百五銀行	250
㈱愛知銀行	206

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社のギフトカード事業における商材調達先の１社であるインコム・ジャパン株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：荒井琢磨、以下「インコム・ジャパン」）が当社を相手方として東京地方裁判所に対して平成24年８月３日に行った仮処分命令申立（以下「本件仮処分命令申立」）について、同裁判所は、平成25年６月12日、当社の特定の商材について、販売差止、回収を命じる内容の仮処分決定（以下「仮処分命令」）を下しました。

当社は、仮処分命令に従った対応をとる一方、取消しを求める異議申立を東京地方裁判所に行い、平成26年３月４日、当社主張の一部が認められ、仮処分命令の一部を取り消す決定が下されました。当社およびインコム・ジャパンは、当該地方裁判所の決定を不服として、各々、東京高等裁判所に保全抗告の申立を行いましたが、平成27年９月４日、同裁判所においても、異議申立に係る地方裁判所の決定を維持する判断が出ました。インコム・ジャパンは、当該高等裁判所の決定を不服として、最高裁判所に特別抗告を行いましたが、平成28年３月23日、同裁判所は同特別抗告を棄却する決定を下しました。これにより、東京高等裁判所の保全抗告決定は確定し、仮処分手続は終結いたしました。

また、インコム・ジャパンは、本件仮処分命令申立と同時に当社に対して、特定商材について販売差止と回収、および損害賠償（損害賠償請求金額：６億58百万円）を求める訴訟を東京地方裁判所に提起し、審理が進められております。当社は、インコム・ジャパンの請求の棄却を求めており、引き続き、当社の主張が認められるよう対応してまいります。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　400,000,000株

② 発行済株式の総数　79,074,000株

③ 株主数　4,933名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友商事株式会社	23,345,400株	33.94%
三菱商事株式会社	13,045,400株	18.96%
株式会社光通信	11,933,400株	17.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,601,300株	2.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,197,800株	1.74%
株式会社インフォサービス	1,143,000株	1.66%
全国共済農業協同組合連合会	1,100,000株	1.59%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB）	849,600株	1.23%
ティーガイア従業員持株会	708,800株	1.03%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	707,100株	1.02%

（注）１．当社は、自己株式を10,300,357株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．当社は自己株式の公開買付けにより、平成28年４月13日付で、三菱商事株式会社より13,045,400株を買い受けましたので、同日付で同社は主要株主ではなくなっております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	竹岡哲朗	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会代表理事
代表取締役社長	澁谷年史	執行役員社長
取締役	片山文平	副社長執行役員モバイル第二事業部門長兼営業第二本部長
取締役	金治伸隆	副社長執行役員コーポレート戦略本部長
取締役	多田総一郎	専務執行役員コーポレート財務本部長兼リスク管理部長
取締役	内藤達次郎	住友商事㈱理事ネットワーク事業本部長 ＳＣＳＫ㈱社外取締役
取締役	新将命	㈱国際ビジネスブレイン代表取締役社長 健康ホールディングス㈱社外取締役 小林産業㈱社外取締役
取締役	近田剛	住友商事㈱ネットワーク事業本部総合モバイル事業部長
常勤監査役	筏井誠	
監査役	松岡幸秀	松岡公認会計士事務所代表 ㈱スパンクリートコーポレーション社外監査役 平和紙業㈱社外監査役
監査役	蒲俊郎	城山タワー法律事務所代表弁護士 ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱社外監査役 ㈱ケイブ社外監査役 桐蔭法科大学院法科大学院長

（注）１．平成28年４月１日付取締役の地位・担当の異動は以下のとおりであります。

氏　　名	異　動　前	異　動　後
片　山　文　平	取締役副社長執行役員モバイル第二事業部門長兼営業第二本部長	取締役副社長執行役員モバイル第二事業部門長
金　治　伸　隆	取締役副社長執行役員コーポレート戦略本部長	取締役副社長執行役員スマートライフ事業本部長兼ソリューション事業本部およびネットワーク事業本部分掌
多 田 総 一 郎	取締役専務執行役員コーポレート財務本部長兼リスク管理部長	取締役副社長執行役員コーポレート財務本部長
近　田　　剛	取締役（非常勤） 住友商事㈱ネットワーク事業本部総合モバイル事業部長	取締役専務執行役員コーポレート戦略本部長兼中国事業推進部長

２．取締役内藤達次郎、取締役新将命、取締役近田剛の３氏は、社外取締役であります。
３．監査役筏井誠、監査役松岡幸秀、監査役蒲俊郎の３氏は、社外監査役であります。
４．監査役松岡幸秀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は､取締役新将命、監査役松岡幸秀、監査役蒲俊郎の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役竹岡哲朗氏、取締役内藤達次郎氏、取締役新将命氏および取締役近田剛氏ならびに常勤監査役筏井誠氏、監査役松岡幸秀氏および監査役蒲俊郎氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定する金額としております。

なお、取締役近田剛氏は、平成28年４月１日付で業務執行取締役となりましたので、同日付で契約は効力を失っております。

③ 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
藤　田　　裕	平成27年６月19日	任期満了	取締役副社長執行役員九州支社長
小　池　浩　之	平成27年６月19日	任期満了	社外取締役 住友商事㈱ＩＴソリューション事業部長兼投資開発部長
田　尾　尚　治	平成27年６月19日	任期満了	常勤監査役
幸　田　好　弘	平成27年10月４日	逝去	常勤監査役

④ 取締役および監査役の報酬等

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (1)	162百万円 (6)
監査役 （うち社外監査役）	5 (5)	44 (44)
合　　計	12	207

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成20年６月26日開催の第17回定時株主総会において年額３億円以内（うち、社外取締役分3,000万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成20年６月26日開催の第17回定時株主総会において年額7,000万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行取締役等との兼任状況および当該法人等と当社との関係

・取締役内藤達次郎氏は、住友商事㈱理事ネットワーク事業本部長でありましたが、平成28年４月１日付でＳＣＳＫ㈱取締役専務執行役員流通システム事業部門長グローバルシステム事業本部長に就任しております。
・取締役新将命氏は、㈱国際ビジネスブレイン代表取締役社長であります。当社と同社との間に特別な関係はありません。
・取締役近田剛氏は、住友商事㈱ネットワーク事業本部総合モバイル事業部長でありましたが、平成28年４月１日付で当社の取締役専務執行役員コーポレート戦略本部長兼中国事業推進部長に就任し、他の法人等における業務執行の兼任は無くなっております。
・当社と住友商事㈱との間に特別な関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員等の兼任状況および当該法人等と当社との関係

・取締役内藤達次郎氏は、ＳＣＳＫ㈱の非常勤取締役でありましたが、平成28年４月１日付で同社の常勤取締役となっております。当社はＳＣＳＫ㈱との間にシステム関連の業務委託等の取引関係があります。
・取締役新将命氏は、小林産業㈱の社外取締役であります。当社は小林産業㈱との間に特別な関係はありません。
・監査役松岡幸秀氏は、㈱スパンクリートコーポレーションおよび平和紙業㈱の社外監査役であります。当社と両社との間に特別な関係はありません。
・監査役蒲俊郎氏は、ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱および㈱ケイブの社外監査役であります。当社と両社との間に、特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

（イ）取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数/開催回数	出席率(%)	出席回数/開催回数	出席率(%)
取締役　内藤達次郎	11/13	84.6	－	－
取締役　新　将命	13/13	100.0	－	－
取締役　近田　剛	9/10	90.0	－	－
監査役　筏井　誠	13/13	100.0	12/12	100.0
監査役　幸田好弘	3/4	75.0	3/4	75.0
監査役　松岡幸秀	13/13	100.0	12/12	100.0
監査役　蒲　俊郎	13/13	100.0	12/12	100.0

（注）各社外取締役および各社外監査役の出席回数および出席率は、それぞれの在任期間中に開催された取締役会または監査役会に対する出席回数および出席率を表示しております。

（ロ）発言状況

・取締役内藤達次郎氏および取締役近田剛氏は、それぞれ情報通信産業についての見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から、発言を行っております。

・取締役新将命氏は、長年の多様な企業経営の経験で培った経験と知識に基づき、独立した客観的な立場から、発言を行っております。

・監査役筏井誠氏は、内部監査、財務に関する経験と知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
また、監査役会では、内部監査、財務に関する経験と知識に基づき発言を行っております。

・監査役幸田好弘氏は、他社での豊富な経験で培った知識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
また、監査役会では、他社での豊富な経験で培った知識に基づき発言を行っております。

・監査役松岡幸秀氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
また、監査役会では、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

・監査役蒲俊郎氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
また、監査役会では、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）社外監査役幸田好弘氏につきましては、平成27年６月19日就任以降、平成27年10月４日の逝去による退任までの状況を記載しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名　称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が３百万円あります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合に解任いたします。

３．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、平成27年５月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築のための基本方針」）を一部改訂する決議をいたしました。

改訂後の当該基本方針の内容は次の通りであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制

イ．法令遵守および倫理維持(「コンプライアンス」)を業務遂行上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、全ての役職員に遵守を求める。

ロ．チーフコンプライアンスオフィサー（委員長）を設置し、社長および役付執行役員等を構成メンバーとするコンプライアンス委員会を「コンプライアンス委員会規程」に基づき随時開催するとともに、その下部実行組織としてコンプライアンス推進部を設置し、コンプライアンス体制の整備と有効性の維持・向上を図る。

ハ．コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、役職員を対象とするコンプライアンス研修を整備・充実する。

ニ．コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士および第三者機関へのものも含め社内外に複数設置する。

ホ．コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

ヘ．法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、定期的に監査を行い会社経営に対する影響の評価分析を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録含む）を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」等の社内規程に従って適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。

ロ．取締役および監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループの事業活動に係る様々な損失の危険（「リスク」）の管理とそれらリスクの顕在化を未然に防止する目的で、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、リスク発生時には迅速かつ的確な施策が実施できるように、「リスク管理規程」等を制定し、リスクの種類に応じ所管責任部署を定めている。また、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク管理体制の構築、維持、向上を図る。

ロ．当社グループの各組織の長は、「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を履行し、事業の履行に伴うリスクを管理する。
付与された権限を越える事業を行う場合は「職務権限規程」等に定める稟議申請・報告手続きを行い、許可された当該事業の履行に係るリスクを管理する。

ハ．内部監査部は、「内部監査規程」に従い、本部・支社および部・支店において、法令・定款・諸規程に従って適法かつ適正に業務が行われているかどうかを定期的に監査し、監査結果を社長に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われているかを監督する。また、取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲内とする。

ロ．経営会議を設置し、会社経営全般に関する重要な方針や取締役会付議・報告事項等、経営に関わる重要事項について協議を行う。また、経営会議メンバー相互の情報交換を通じて、業務執行上の意思疎通の円滑化を図る。

ハ．執行役員制度：経営における「意思決定ならびに業務執行監督」機能と、「業務執行」機能とを分離することにより、取締役会の機能を強化するとともに業務執行の迅速化を図る。執行役員は取締役会により選任され、取締役会が定める責務を遂行する。

ニ．本部・支社および部・支店を業務執行単位とし、本部長・支社長および部長・支店長に対して「職務権限規程」に基づく一定の権限を付与することで、現場に密着したスピード感のある経営を実践させる。また、本部・支社および部・支店を採算単位とすることで、本部・支社における経営状況の透明性を確保する。

ホ．稟議申請・報告制度：職務執行については、職務権限および業務分掌等の規程に基づき、権限と責任を明確にした権限の委譲を行い、迅速な職務の執行を確保する。権限を越える事項の実施については、管理部門等の専門分野の見地から審議の上、規程に定められた決裁を受ける。必要に応じて規程および稟議申請・報告手続き等の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。

⑤　株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の自立経営を原則とした上で、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業と最も関係が深い事業を担当する本部・支社および部・支店等が所轄責任部署となり、子会社の営業成績・財務情報その他の重要な情報について定期的に報告を求め、子会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・維持するとともに、「関係会社管理規程」に基づく事項および「内部監査規程」に基づく監査の結果について報告を求める。また、出資者として適切な意思表示を子会社の経営者に対して行う。

ロ．グループ企業全体としてのコンプライアンス体制構築と運用を行い、必要に応じて外部の法律事務所にアドバイスを受ける体制を整備する。また当社グループの役職員に対し、年一回、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

ハ．「関係会社管理規程」において子会社における職務権限、指揮命令系統を定めて、これに準拠した体制を構築させる。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が監査役の職務を補助する職員を必要とする場合、代表取締役に対して監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した職員を配置することを要請できるものとする。

⑦　前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項

前号により配置される職員に対する指揮命令権は監査役にあり、取締役からの指揮命令は受けないものとする。また、前号により配置される職員の独立性・実効性を確保するため、当該職員の人事評価や人事異動、懲戒等に関しては、代表取締役が常勤監査役の同意を得た上で決定する。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会、およびその他の重要な会議に出席することができる。

ロ．監査役は、重要関係書類等の閲覧および当該資料の提出を要求できる。

ハ．監査役は、随時必要に応じ、当社グループの役職員からの報告を受けることができる。

ニ．監査役は、子会社の往査ならびに子会社の監査役との日頃の連携を通して、子会社管理の状況の監査を行う。

ホ．取締役および当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、以下の事態については、監査役会または監査役会が指名する監査役（以下、「特定監査役」）に対して、報告を行う。

・会社に著しい損害や重大なコンプライアンス違反が発生した場合および発生のおそれがある場合

・特定監査役が報告を求めた事項、その他監査上必要と判断される事項（例、後発事象）

・「コンプライアンス報告・相談規程」において、当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に直接通報をすることができる旨を定めるとともに、当該通報したこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

イ．取締役は、監査役の職責等を明確にした監査役監査基準を熟知し、監査役監査の重要性等を十分認識する。また、監査の環境整備を行う。

ロ．監査役は、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査部より内部監査の計画および結果について適時報告を受け、効率的な監査に資する。

ハ．監査役は、会計監査人との定期的会合の開催や期末実地監査への立会い等を通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、監査活動の効率化、質的向上に努める。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行に関する事項

取締役会は、独立社外取締役１名を含む取締役８名で構成され、社外監査役３名も出席しております。取締役会は毎月開催し、活発な意見交換・協議を実施することで、法令および定款等に定められた重要事項および当社の経営方針・戦略等の迅速な意思決定を行っております。

② 監査役の職務執行に関する事項

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社各部門、支社・支店および直営キャリアショップへの往査、主要経営幹部に対するヒアリング、国内外の子会社への往査、子会社の代表取締役との意見交換などを行いました。

また、内部監査部門や会計監査人等との情報・意見交換により緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との定期的な意見交換会を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

③ コンプライアンスに関する事項

コンプライアンス委員会を２ヶ月毎に定期的に開催し、コンプライアンスに関わる諸問題を討議し、コンプライアンスの徹底を図っております。同委員会の討議に基づく啓発活動として、次のようなコンプライアンス研修を実施しております。

・全拠点における管理職・営業担当・携帯電話店舗店長を中心に過去のコンプライアンス事案の教訓を共有するコンプライアンス講習
・全役職員を対象にコンプライアンスマニュアル内容の周知を目的とした研修
・全役職員を対象としたeラーニングによるコンプライアンス研修
・傘下代理店社員を対象としたeラーニングによるコンプライアンス研修 等

また、内部通報制度の積極的な運用、全社員を対象とするコンプライアンス意識調査、取引先等を対象とするアンケート等によりコンプライアンスリスクの早期発見と対応に努めました。

④　リスク管理に関する事項

リスクを能動的にコントロールし、企業価値を維持・拡大することを目的に「リスク管理規程」を定めており、リスク管理委員会を年２回開催しております。

当社グループは、リスクの把握や予防に努めるとともに、リスクが顕在化した場合には、迅速かつ的確に対応できる体制を構築しております。

⑤　子会社管理に関する事項

子会社の自立経営を原則とした上で、「関係会社管理規程」に基づく重要事項については、出資者として適切な意思表示を行っております。

また、営業成績・財務情報についても、所轄責任部署より定期的に報告を受けております。

４．会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現状の株式分布状況に鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の進展状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向30％以上を目処として利益還元を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益において業績予想数値を上回ったことにより、期初の配当予想額より２円の増配を行い、１株当たり22円50銭とさせていただく予定です。年間配当金につきましては、昨年12月の中間配当金20円50銭と合わせ、１株当たり43円（前期比５円50銭増配）となる予定です。

なお、内部留保資金の使途につきましては、既存事業の基盤拡充・強化、人財育成、戦略的投資、新規事業や海外市場への進出等に充当する方針であります。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	72,276	流動負債	32,955
現金及び預金	3,314	買掛金	7,803
売掛金	19,012	短期借入金	1,002
商品	35,942	一年以内返済予定長期借入金	8,128
貯蔵品	65	未払金	10,523
繰延税金資産	1,337	未払法人税等	3,116
未収入金	11,438	賞与引当金	1,696
その他	1,169	短期解約損失引当金	179
貸倒引当金	△4	その他	505
固定資産	13,653	固定負債	16,956
有形固定資産	3,212	長期借入金	14,747
建物及び構築物	1,928	退職給付に係る負債	384
車両運搬具	1	資産除去債務	1,308
器具及び備品	908	その他	515
土地	353	負債合計	49,911
建設仮勘定	20	（純資産の部）	
無形固定資産	3,678	株主資本	35,573
のれん	2,510	資本金	3,154
ソフトウェア	1,108	資本剰余金	5,640
借地権	26	利益剰余金	35,534
電話加入権	16	自己株式	△8,755
ソフトウェア仮勘定	15	その他の包括利益累計額	243
その他	1	その他有価証券評価差額金	110
投資その他の資産	6,762	為替換算調整勘定	133
投資有価証券	603	非支配株主持分	201
繰延税金資産	1,563	純資産合計	36,018
敷金	4,111		
その他	488		
貸倒引当金	△5		
資産合計	85,930	負債純資産合計	85,930

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		
商品売上高	395,280	
受取手数料	224,794	620,074
売上原価		
商品売上原価	407,072	
支払手数料	149,620	556,693
売上総利益		**63,381**
販売費及び一般管理費		**47,714**
営業利益		**15,666**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	3	
受取保険料	28	
その他	67	101
営業外費用		
支払利息	127	
その他	19	146
経常利益		**15,621**
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	39	
減損損失	61	
投資有価証券評価損	184	
ｺﾞﾙﾌ会員権評価損	4	289
税金等調整前当期純利益		**15,336**
法人税、住民税及び事業税	5,714	
法人税等調整額	56	5,771
当期純利益		**9,564**
非支配株主に帰属する当期純利益		65
親会社株主に帰属する当期純利益		**9,498**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,154	5,640	28,820	△8,755	28,860
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,785		△2,785
親会社株主に帰属する当期純利益			9,498		9,498
連結範囲の変動					
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	―	―	6,713	△0	6,713
当連結会計年度末残高	3,154	5,640	35,534	△8,755	35,573

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	93	150	244	181	29,286
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△2,785
親会社株主に帰属する当期純利益					9,498
連結範囲の変動				16	16
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	16	△17	△0	3	3
当連結会計年度変動額合計	16	△17	△0	19	6,732
当連結会計年度末残高	110	133	243	201	36,018

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　5社

・主要な連結子会社の名称　株式会社ＴＧ宮崎
天閣雅（上海）商貿有限公司
日本ワムネット株式会社

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　1社

・会社の名称　株式会社ＳＲＪ

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更　当連結会計年度より、新規に設立しました株式会社キャリアデザイン・アカデミーを連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用の範囲の変更　当連結会計年度末に株式会社ＳＲＪの株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、同社を持分法の適用範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

・商品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　先入先出法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 （リース資産を除く）	定額法および定率法を採用しております。 直営ショップの建物附属設備、器具及び備品については耐用年数3年による定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　２～34年 器具及び備品　２～15年
ロ．無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 のれん　10年 ソフトウェア　５年

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
ハ．短期解約損失引当金	当社グループおよび販売代理店経由で加入申込受付をした携帯電話契約者が短期解約をした場合に、当社と代理店委託契約を締結している通信事業者に対して返金すべき手数料の支払に備えるため、返金実績額に基づき、短期解約に係る手数料の返金見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産および負債、収益および費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準	当社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
ロ．消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（4）、連結会計基準第44－５項（4）及び事業分離等会計基準第57－４項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「損害賠償金収入」（当連結会計年度は２百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 営業債権債務等の相殺表示

金融資産と金融負債のうち、同一の相手先に対する金銭債権と金銭債務であり、相殺が法的に有効で当社が相殺する能力を有し、当社が相殺して決済する意思を有するという全ての要件を満たす場合には、連結貸借対照表において相殺して表示しております。

相殺表示が行われる前の金額は、売掛金68,243百万円、未収入金34,864百万円、買掛金56,445百万円、未払金34,538百万円です。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　8,560百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 偶発債務

当社のギフトカード事業における商材調達先の１社であるインコム・ジャパン株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：荒井琢磨、以下「インコム・ジャパン」）が当社を相手方として東京地方裁判所に対して平成24年８月３日に行った仮処分命令申立（以下「本件仮処分命令申立」）について、同裁判所は、平成25年６月12日、当社の特定の商材について、販売差止、回収を命じる内容の仮処分決定（以下「仮処分命令」）を下しました。

当社は、仮処分命令に従った対応をとる一方、取消しを求める異議申立を東京地方裁判所に行い、平成26年３月４日、当社主張の一部が認められ、仮処分命令の一部を取り消す決定が下されました。当社およびインコム・ジャパンは、当該地方裁判所の決定を不服として、各々、東京高等裁判所に保全抗告の申立を行いましたが、平成27年９月４日、同裁判所においても、異議申立に係る地方裁判所の決定を維持する判断が出ました。インコム・ジャパンは、当該高等裁判所の決定を不服として、最高裁判所に特別抗告を行いましたが、平成28年３月23日、同裁判所は同特別抗告を棄却する決定を下しました。これにより、東京高等裁判所の保全抗告決定は確定し、仮処分手続は終結いたしました。

また、インコム・ジャパンは、本件仮処分命令申立と同時に当社に対して、特定商材について販売差止と回収、および損害賠償（損害賠償請求金額：658百万円）を求める訴訟を東京地方裁判所に提起し、審理が進められております。当社は、インコム・ジャパンの請求の棄却を求めており、引き続き、当社の主張が認められるよう対応してまいります。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　79,074,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月19日定時株主総会	普通株式	1,375	20.00	平成27年３月31日	平成27年６月22日
平成27年11月12日取締役会	普通株式	1,409	20.50	平成27年９月30日	平成27年12月８日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年６月22日開催の第25回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月22日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,547	22.50	平成28年３月31日	平成28年６月23日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金、未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信・債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備等投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時　価（※）	差　額（※）
①　現金及び預金	3,314	3,314	－
②　売掛金	19,012	19,012	－
③　未収入金	11,438	11,438	－
④　投資有価証券			
その他有価証券（注1）	232	232	－
⑤　敷金	4,111	4,111	－
⑥　買掛金	(7,803)	(7,803)	－
⑦　短期借入金	(1,002)	(1,002)	－
⑧　未払金	(10,523)	(10,523)	－
⑨　未払法人税等	(3,116)	(3,116)	－
⑩　長期借入金（注2）	(22,875)	(22,848)	(△26)

（※）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注1）非上場株式（連結貸借対照表計上額371百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、④投資有価証券には含めておりません。

（注2）一年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

※　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑤ 敷金

これらの時価については、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

⑥ 買掛金、⑦ 短期借入金、⑧ 未払金、⑨ 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑩ 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　520円80銭
(2) １株当たり当期純利益　138円11銭

８．重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

平成28年２月22日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

(1) 自己株式の取得及び本公開買付け等の目的

当社の主要株主である三菱商事株式会社より、保有する当社株式13,045,400株の全部を売却したい意向がある旨の連絡を受け、当社株式の流動性や市場価格への影響等を勘案し、当社取引先との関係強化を目的とした第三者による取得の可能性や当社が自己株式として買い付けることについて検討いたしました。

検討の結果、当社が自己株式として買い付けることは、資本効率の向上に寄与するとともに、今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できる見込みであること、また第三者による取得については、三菱商事株式会社の希望する売却時期も勘案し、当社が自己株式として買い付けることといたしました。

(2) 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

①取得する株式の種類　普通株式
②取得する株式の総数　13,100,100株(上限)
③取得する期間　平成28年２月23日から平成28年４月28日
④取得価額の総額　12,824百万円(上限)

(3) 本公開買付け等の概要

①本公開買付け等の期間　平成28年２月23日から平成28年３月22日まで(20営業日)
②公開買付開始公告日　平成28年２月23日
③買付け等の価格　普通株式１株につき979円
④買付け等の価格の算定根拠等

一定期間(本公開買付けの実施を決議した取締役会の決議日である平成28年２月22日の前営業日である平成28年２月19日の当社株式の終値1,187円、同日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値1,231円、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値1,332円、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値1,579円、同過去12ヶ月間の終値の単純平

均値1,693円）の株価平均を踏まえて、いずれに対してもディスカウントを行った価格である979円とすることを取締役会において決議いたしました。

⑤買付予定数　　13,100,000株

⑥決済の開始日　　平成28年４月13日

⑦取得資金の調達　　金融機関からの借入

(4) 本公開買付け等の結果

平成28年４月13日付けで、三菱商事株式会社より普通株式13,045,400株（12,771百万円）を取得いたしました。この結果、同日付で三菱商事株式会社は主要株主ではなくなりました。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**71,278**	**流動負債**	**32,631**
現金及び預金	2,762	買掛金	7,751
売掛金	18,758	短期借入金	950
商品	35,901	一年以内返済予定長期借入金	8,128
貯蔵品	64	未払金	10,447
前払費用	517	未払費用	247
繰延税金資産	1,271	未払法人税等	3,067
未収入金	11,456	預り金	163
その他	549	前受収益	32
貸倒引当金	△3	賞与引当金	1,663
固定資産	**15,078**	短期解約損失引当金	179
有形固定資産	**3,043**	その他	2
建物	1,732	**固定負債**	**16,945**
構築物	123	長期借入金	14,747
車両運搬具	1	退職給付引当金	384
器具及び備品	812	資産除去債務	1,298
土地	353	その他	515
建設仮勘定	20	**負債合計**	**49,577**
無形固定資産	**1,832**	（純資産の部）	
のれん	920	**株主資本**	**36,669**
ソフトウェア	853	**資本金**	**3,154**
借地権	26	**資本剰余金**	**5,640**
電話加入権	16	資本準備金	5,640
ソフトウェア仮勘定	15	**利益剰余金**	**36,629**
投資その他の資産	**10,202**	利益準備金	17
投資有価証券	266	その他利益剰余金	
関係会社株式	3,912	繰越利益剰余金	36,611
破産更生債権等	0	**自己株式**	**△8,755**
長期前払費用	31	**評価・換算差額等**	**110**
繰延税金資産	1,502	**その他有価証券評価差額金**	**110**
敷金	4,064	**純資産合計**	**36,779**
建設協力金	254		
その他	176		
貸倒引当金	△5		
資産合計	**86,357**	**負債純資産合計**	**86,357**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		
商品売上高	393,816	
受取手数料	224,596	618,412
売　上　原　価		
商品売上原価	406,431	
支払手数料	150,209	556,641
売　上　総　利　益		**61,771**
販売費及び一般管理費		**46,201**
営　業　利　益		**15,570**
営　業　外　収　益		
受取利息	1	
受取配当金	264	
受取保険料	28	
受取家賃	6	
その他	46	347
営　業　外　費　用		
支払利息	126	
その他	13	139
経　常　利　益		**15,778**
特　別　利　益		
固定資産売却益	4	4
特　別　損　失		
固定資産除却損	38	
減損損失	61	
投資有価証券評価損	184	
ｺﾞﾙﾌ会員権評価損	4	288
税引前当期純利益		**15,494**
法人税、住民税及び事業税	5,620	
法人税等調整額	76	5,696
当　期　純　利　益		**9,797**

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	3,154	5,640	5,640	17	29,599	29,617	△8,755	29,656
当期変動額								
剰余金の配当					△2,785	△2,785		△2,785
当期純利益					9,797	9,797		9,797
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	7,012	7,012	△0	7,012
当期末残高	3,154	5,640	5,640	17	36,611	36,629	△8,755	36,669

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	93	93	29,750
当期変動額			
剰余金の配当			△2,785
当期純利益			9,797
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	16	16
当期変動額合計	16	16	7,028
当期末残高	110	110	36,779

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ．子会社株式および関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

・商品　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　先入先出法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定額法及び定率法を採用しております。直営ショップの建物附属設備、器具及び備品については耐用年数３年による定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　２～34年

器具及び備品　２～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

のれん　10年

ソフトウェア　５年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 短期解約損失引当金　当社および販売代理店経由で加入申込受付をした携帯電話契約者が短期解約をした場合に、当社と代理店委託契約を締結している通信事業者に対して返金すべき手数料の支払に備えるため、返金実績額に基づき、短期解約に係る手数料の返金見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

２．表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「損害賠償金収入」(当事業年度は２百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 営業債権債務等の相殺表示

金融資産と金融負債のうち、同一の相手先に対する金銭債権と金銭債務であり、相殺が法的に有効で当社が相殺する能力を有し、当社が相殺して決済する意思を有するという全ての要件を満たす場合には、貸借対照表において相殺して表示しております。

相殺表示が行われる前の金額は、売掛金68,216百万円、未収入金34,897百万円、買掛金56,438百万円、未払金34,659百万円です。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　8,142百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 保証債務

下記の子会社の借入債務に対し、保証を行っております。

天閣雅（上海）商貿有限公司	18百万円
Advanced Star Link Pte Ltd	34百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	56百万円
短期金銭債務	103百万円

(5) 偶発債務

当社のギフトカード事業における商材調達先の１社であるインコム・ジャパン株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：荒井琢磨、以下「インコム・ジャパン」）が当社を相手方として東京地方裁判所に対して平成24年８月３日に行った仮処分命令申立（以下「本件仮処分命令申立」）について、同裁判所は、平成25年６月12日、当社の特定の商材について、販売差止、回収を命じる内容の仮処分決定（以下「仮処分命令」）を下しました。

当社は、仮処分命令に従った対応をとる一方、取消しを求める異議申立を東京地方裁判所に行い、平成26年３月４日、当社主張の一部が認められ、仮処分命令の一部を取り消す決定が下されました。当社およびインコム・ジャパンは、当該地方裁判所の決定を不服として、各々、東京高等裁判所に保全抗告の申立を行いましたが、平成27年９月４日、同裁判所においても、異議申立に係る地方裁判所の決定を維持する判断が出ました。インコム・ジャパンは、当該高等裁判所の決定を不服として、最高裁判所に特別抗告を行いましたが、平成28年３月23日、同裁判所は同特別抗告を棄却する決定を下しました。これにより東京高等裁判所の保全抗告決定は確定し、仮処分手続は終結いたしました。

また、インコム・ジャパンは、本件仮処分命令申立と同時に当社に対して、特定商材について販売差止と回収、および損害賠償（損害賠償請求金額：658百万円）を求める訴訟を東京地方裁判所に提起し、審理が進められております。当社は、インコム・ジャパンの請求の棄却を求めており、引き続き、当社の主張が認められるよう対応してまいります。

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,414百万円
仕入高	940百万円
営業取引以外の取引による取引高	260百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	10,300,357株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	588百万円
貸倒引当金	2百万円
棚卸資産評価損	31百万円
未払事業税及び事業所税	202百万円
減価償却超過額	631百万円
資産除去債務	397百万円
退職給付引当金	117百万円
短期解約損失引当金	55百万円
資産調整勘定	121百万円
その他	847百万円
繰延税金資産合計	2,996百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	△172百万円
その他有価証券評価差額金	△50百万円
繰延税金負債合計	△222百万円
繰延税金資産の純額	2,774百万円

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	534円79銭
(2) １株当たり当期純利益	142円46銭

８．重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

平成28年２月22日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の公開買付けを行うことを決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

なお、詳細については「連結注記表８.重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社ティーガイア

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川　島　繁　雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　橋　武　尚	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ティーガイアの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティーガイア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年２月22日開催の取締役会において自己株式の公開買付けを行うことを決議し、自己株式の取得を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

株式会社ティーガイア

取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川　島　繁　雄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　橋　武　尚	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ティーガイアの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成28年２月22日開催の取締役会において自己株式の公開買付けを行うことを決議し、自己株式の取得を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

株式会社ティーガイア　監査役会

常勤監査役　筏井　誠　㊞

監査役　松岡幸秀　㊞

監査役　蒲　俊郎　㊞

（注）監査役 筏井誠、監査役 松岡幸秀、監査役 蒲俊郎は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要課題と考えており、連結配当性向30%以上を目標として、当期の業績および将来の事業展開等を勘案して行うこととしております。

なお、当期の期末配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益において業績予想数値を上回ったことや上記基本方針を総合的に勘案し、以下のとおり増配いたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金22円50銭

配当総額1,547,406,968円

なお、当期は１株につき金20円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金額は、前期に比べ１株につき金５円50銭増配の金43円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月23日

第２号議案　取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（８名）は任期満了となります。コーポレートガバナンス体制の更なる強化を図る為、独立社外取締役を２名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	澁谷年史（しぶや としふみ） (昭和30年３月18日)	昭和54年４月　住友商事㈱入社 平成４年９月　米国住友商事会社（ニューヨーク） 平成11年１月　住友商事㈱法務部長付 平成16年１月　米国住友商事会社（ニューヨーク） 平成21年４月　住友商事㈱理事米国住友商事会社（ニューヨーク） 平成21年６月　北米住友商事グループＣＡＯ兼米国住友商事会社（ニューヨーク） 平成22年４月　住友商事㈱メディア・ライフスタイル総括部長 平成23年４月　同社執行役員メディア・ライフスタイル総括部長 平成25年４月　同社執行役員メディア事業本部長 平成27年４月　当社社長付 平成27年６月　当社代表取締役社長執行役員(現任)	5,000株
2	片山文平（かたやま ぶんぺい） (昭和29年２月16日)	昭和51年４月　住友商事㈱入社 平成13年４月　同社ネットワーク事業本部情報通信事業部長 平成16年７月　㈱エム・エス・コミュニケーションズ（現当社）社外取締役 平成17年８月　住友商事㈱モバイル＆ブロードバンドビジネス事業部長 平成20年10月　同社ネットワーク事業本部長補佐 平成21年７月　当社専務執行役員 平成21年10月　当社専務執行役員東日本支社長 平成22年６月　当社代表取締役副社長執行役員管理部門担当兼管理第一本部長 平成23年６月　当社取締役副社長執行役員管理部門担当兼管理第一本部長 平成25年４月　当社取締役副社長執行役員西日本支社長 平成27年４月　当社取締役副社長執行役員モバイル第二事業部門長兼営業第二本部長 平成28年４月　当社取締役副社長執行役員モバイル第二事業部門長（現任）	16,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	金治伸隆（かなじのぶたか） (昭和35年３月18日)	昭和58年４月　住友商事㈱入社 昭和63年６月　サウジアラビアジェッダ駐在 平成９年４月　住友商事㈱情報通信事業部課長 平成13年８月　米国住友商事会社（ニューヨーク） 平成17年４月　Presidio STX, LLC（米国サンタクララ）社長 平成19年10月　住友商事㈱ネットビジネス事業部長 平成20年10月　同社モバイル＆インターネット事業部長 平成25年６月　当社社外取締役 平成26年４月　当社取締役副社長執行役員管理第一本部長 平成27年４月　当社取締役副社長執行役員コーポレート戦略本部長 平成28年４月　当社取締役副社長執行役員スマートライフ事業本部長兼ソリューション事業本部およびネットワーク事業本部分掌（現任）	1,000株
4	多田総一郎（ただそういちろう） (昭和32年２月３日)	昭和54年４月　住友商事㈱入社 平成４年７月　香港住友商事会社（香港） 平成８年12月　住友商事㈱鉄鋼経理部課長 平成14年５月　同社機電総括部課長 平成17年４月　同社機電総括部副部長 平成20年６月　同社輸送機建機・インフラ経理部長 平成21年11月　同社インフラ・金融物流経理部長 平成23年４月　同社新産業・インフラ経理部長 平成25年４月　同社環境・インフラ経理部長 平成26年６月　当社常務執行役員管理第二本部長 平成27年４月　当社専務執行役員コーポレート財務本部長兼リスク管理部長 平成27年６月　当社取締役専務執行役員コーポレート財務本部長兼リスク管理部長 平成28年４月　当社取締役副社長執行役員コーポレート財務本部長（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	近田（こんだ）　剛（つよし） (昭和38年３月13日)	昭和60年４月　住友商事㈱入社 平成４年７月　上海住友商事（中国）機電部長 平成10年７月　住友商事㈱情報通信プロジェクト第一部課長 平成15年６月　同社投資開発部課長 平成15年10月　Sumitomo Corporation Equity Asia Limited（香港)社長 平成22年４月　住友商事㈱新事業投資部長 平成25年４月　同社投資開発部長 平成26年８月　同社投資開発部長兼通信事業部長 平成27年４月　同社総合モバイル事業部長 平成27年６月　当社社外取締役 平成28年４月　当社取締役専務執行役員コーポレート戦略本部長兼中国事業推進部長（現任)	―株
6	＊ 小池（こいけ）　浩之（ひろゆき） (昭和39年９月４日)	昭和62年４月　住友商事㈱入社 平成20年11月　Presidio STX, LLC（サンタクララ）副社長 平成21年６月　米国住友商事会社（ニューヨーク）経営企画部長 平成26年４月　住友商事㈱モバイル＆インターネット事業部長 平成26年６月　当社社外取締役 平成27年４月　住友商事㈱ＩＴソリューション事業部長兼投資開発部長 平成28年４月　同社理事ネットワーク事業本部長（現任)	―株
7	＊ 福岡（ふくおか）　徹（てつ） (昭和43年７月25日)	平成５年４月　住友商事㈱入社 平成13年９月　Stanford大学 Asia Pacific Research Center（米国）,Visiting Fellow 平成14年12月　Presidio Venture Partners,LLC（米国）,Director 平成21年３月　住友商事㈱モバイル＆インターネット事業部課長 平成25年１月　同社モバイル＆インターネット事業部部長代理 平成27年４月　同社総合モバイル事業部部長代理 平成28年４月　同社総合モバイル事業部長（現任)	―株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
8	あたらし　まさみ 新　将命 (昭和11年９月13日)	昭和34年４月　シェル石油㈱（現昭和シェル石油㈱）入社 昭和44年４月　日本コカ・コーラ㈱コカ・コーラブランドマネージャー 昭和46年４月　同社関西営業部長 昭和53年４月　ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱常務取締役 昭和54年４月　同社専務取締役 昭和57年４月　同社代表取締役 平成２年５月　㈱国際ビジネスブレイン代表取締役社長（現任） 平成４年６月　日本サラ・リー㈱代表取締役社長 平成６年７月　サラ・リーコーポレーション（米国総本社）副社長 平成７年４月　日本フィリップス㈱代表取締役社長 平成11年４月　㈱日本ホールマーク代表取締役社長 平成23年６月　健康ホールディングス㈱社外取締役（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任） 平成28年１月　小林産業㈱社外取締役（現任）	－株
9	＊ あさばとしや 浅羽登志也 (昭和37年６月12日)	平成元年４月　㈱リクルート入社 平成７年４月　㈱インターネットイニシアティブネットワーク技術部長 平成８年３月　IIJ America Inc. Director 平成９年９月　インターネットマルチフィード㈱取締役技術部長 平成10年10月　㈱クロスウェイブコミュニケーションズ技術企画部長 平成11年６月　同社取締役 平成11年６月　㈱インターネットイニシアティブ取締役Ｃｏ-ＣＴＯ 平成16年６月　同社取締役副社長 平成16年６月　エヌ・ティ・ティレゾナント㈱取締役 平成20年６月　㈱ＩＩＪイノベーションインスティテュート代表取締役 平成24年４月　㈱ストラトスフィア代表取締役 平成27年６月　㈱ＩＩＪイノベーションインスティテュート取締役（現任） 平成27年６月　ガイアラボ(同)代表社員（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
10	＊出口（でぐち）恭子（きょうこ） (昭和40年12月12日)	平成元年４月　ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 平成10年２月　ディズニー・ストア・ジャパン㈱プランニングシニアディレクター 平成11年２月　同社シニアファイナンスディレクター 平成13年３月　日本ＧＥプラスチックス㈱取締役ＣＦＯ 平成16年４月　Janssen Pharmaceutica（現Ortho Neurologics）（米国）プロダクト・ディレクター 平成17年９月　Janssen-Cilag Pty Ltd.（オーストラリア）消化器領域・疼痛・OTC事業部門本部長 平成19年１月　ヤンセンファーマ㈱マーケティング本部副本部長 平成21年８月　日本ストライカー㈱取締役グローバルマーケティングバイスプレジデント 平成24年１月　同社代表取締役社長 平成25年３月　㈱ベルシステム24専務執行役社長室長兼経理財務本部管掌 平成26年３月　アッヴィ(同)社長 平成26年７月　日本スキー場開発㈱社外取締役（現任） 平成27年２月　医療法人社団色空会最高執行責任者（現任） 平成28年３月　クックパッド㈱社外取締役（現任）	ー株

（注）１．新将命氏、浅羽登志也氏および出口恭子氏は、社外取締役候補者であります。
２．新将命氏および出口恭子氏は、他社において多様な業務経験を有しており、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者としております。
３．浅羽登志也氏は、情報通信産業についての深い見識を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあることから、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役候補者としております。
４．新将命氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
５．当社は、新将命氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に規定する金額としており、新将命氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、小池浩之氏、浅羽登志也氏、出口恭子氏および福岡徹氏が選任された場合は、４氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
６．新将命氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、浅羽登志也氏および出口恭子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
７．金治伸隆氏、多田総一郎氏および近田剛氏は、当社の親会社である住友商事㈱からの出向者であります。
８．各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
９．＊は、新任の取締役候補者であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役筏井誠氏は任期満了となります。また、監査役幸田好弘氏は、平成27年10月４日に逝去されました。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者橋本良氏は、幸田好弘氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了時までとなります。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	＊ 奥谷直也（おくたになおや） (昭和35年５月16日)	昭和58年４月　住友商事㈱入社 平成３年９月　同社自動車第５部（アーバイン） 平成５年５月　シンガポール住友商事 平成11年８月　住友商事㈱情報通信第二事業部長付 平成13年４月　同社インターネット事業部長付 平成17年６月　同社コーポレート・コーディネーションオフィス広報部長付 平成20年４月　同社コーポレート・コーディネーショングループ広報部副部長 平成25年１月　同社コーポレート・コーディネーショングループ環境・ＣＳＲ部長 平成27年４月　当社常務執行役員スマートライフ事業本部長兼スマートサービス推進部長 平成28年４月　当社常務執行役員社長付（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	＊ 橋本（はしもと）　良（りょう） （昭和34年12月６日）	昭和57年４月　住友商事㈱入社 平成４年４月　同社財経本部鉄鋼経理部長付 平成８年12月　英国住友商事会社（ロンドン） 平成12年６月　ベネルックス住友商事会社（ブラッセル） 平成15年６月　住友商事㈱人材・情報グループ市場業務部長付 平成15年12月　同社コーポレート・コーディネーションオフィス秘書部長付 平成20年９月　同社コーポレート・コーディネーショングループ秘書部長 平成23年６月　同社フィナンシャル・リソーシズグループフィナンシャル業務部長 平成25年３月　同社フィナンシャル・リソーシズグループコーポレート経理部長兼フィナンシャル・リソーシズグループ長付兼住友商事フィナンシャルマネジメント㈱ 平成27年４月　同社コーポレート部門コーポレート経理部長兼住友商事フィナンシャルマネジメント㈱（現任）	―株

（注）１．各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、奥谷直也氏および橋本良氏の監査役選任が承認された場合、両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する金額とする予定であります。

３．奥谷直也氏および橋本良氏は、当社の親会社である住友商事㈱からの出向者であります。

４．奥谷直也氏は、本総会終結の時をもって、当社常務執行役員を退任いたします。

５．＊は、新任の監査役候補者であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
筏井（いかだい）　誠（まこと） （昭和29年３月30日）	昭和52年４月　住友商事㈱入社 平成元年９月　同社ジャカルタ事務所長代理 平成６年３月　同社投資事業グループ事業企画部長付 平成11年３月　同社消費流通事業部長付 平成14年12月　㈱マミーマート取締役財務部長 平成16年10月　住友商事㈱消費流通事業部長 平成21年４月　同社メディア・ライフスタイル総括部長付 平成24年６月　当社常勤社外監査役（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．筏井誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．筏井誠氏は、当社において、平成24年６月より社外監査役に就任されており、ここで培われた知識・経験等を基に、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

４．当社は、筏井誠氏が監査役に就任した場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する金額とする予定であります。

５．筏井誠氏は現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は本総会の終結をもって４年となります。なお、同氏は本総会終結の時をもって任期満了となり監査役を退任いたします。

以　上

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

東京都目黒区三田一丁目４番１号（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京　地下２階　「ギャラクシールーム」
電話　(03)5423－7000（代表）

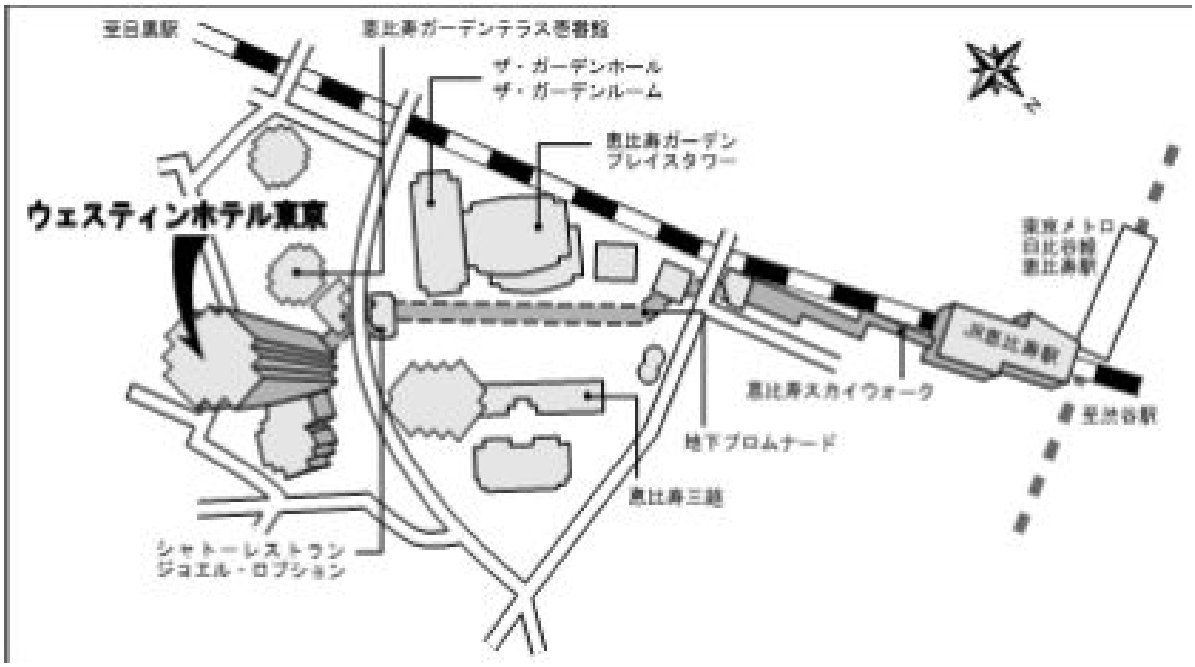

（会場への交通機関）

●ＪＲ「恵比寿駅」下車
　東口より「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）経由で約15分

●東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車
　１番出口（ＪＲ方面）より「恵比寿スカイウォーク」（動く歩道）経由で約18分

◎屋根付きの「恵比寿スカイウォーク」終点から上記ご案内図中で点線で示した地下プロムナードを経由することにより、傘などを使用せずにご来場いただくことができます。

◎お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性がありますので、ご遠慮いただきますようお願い申しあげます。